

# 新潟県強度行動障害支援者養成研修実施要綱

## 1. 目的

本研修は、行動障害を有する者のうち、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すいわゆる「強度行動障害」を有する者に対し、適切な支援を行うことのできる職員の人材育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（以下「基礎研修」という。）事業及び適切な支援計画を作成することが可能な職員の育成を目的とする強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（以下「実践研修」という。）事業を実施するものとする。

## 2. 実施主体

事業の実施主体は、新潟県とする。

## 3. 研修対象者等

### (1) 基礎研修

#### (ア) 研修対象者

原則として障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにする。

#### (イ) 研修内容等

基礎研修の課程、目的、受講対象者、研修時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。なお、研修時間及びカリキュラムについては、必要に応じて一部を変更する可能性がある。

課程	目的	受講対象者	研修時間	カリキュラム
基礎研修	強度行動障害を有する者等に対する適切な支援を行うための知識及び技術の修得	障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等（なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨として	12 時間	別紙1の1のとおり

		いることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにする。)		
--	--	--	--	--

(ウ) 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有する者で、基礎研修を教授するのに適当な者とする。

(2) 実践研修

(ア) 研修対象者

基礎研修を修了した者のうち、原則として、新潟県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等とする。

なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにする。

(イ) 研修内容等

実践研修の課程、目的、受講対象者、研修時間及びカリキュラムは、次のとおりとする。なお、研修時間及びカリキュラムについては、必要に応じて一部を変更する可能性がある。

課程	目的	受講対象者	研修時間	カリキュラム
実践研修	適切な支援計画を作成するための知識及び技術の修得	新潟県内の障害福祉サービス事業所等において、知的障害、精神障害のある児者を支援対象にした業務に従事している者、今後従事する予定のある者若しくは障害福祉サービス事業所等の連携医療機関等において治療に当たる医療従事者又は障害福祉サービス事業所等と連携し強度行動障害のある児童生徒の支援に当たる特別支援学校の教師等(なお、特別支援学校の教師等を研修の対象者とする場合、障害福祉サービス事業所等の職員と特別支援学校の教師等が連携して強度行動障害を有する児者の支援にあたる体制づくりを進めることを趣旨としていることから、障害福祉サービス事業所等の職員に加えて特別支援学校の教師等が参加するようにする。)	12 時間	別紙 1 の 2 のとおり

(ウ) 研修講師

研修講師は、強度行動障害を有する者の障害特性や支援技術に関する知識を有し、適切な支援計画を作成することが可能な者で、実践研修を教授するのに適当な者とする。

#### 4. 研修の教材

教材は、標準的なカリキュラムに沿った内容のテキストとする。

#### 5. 修了証書の交付等

- (1) 知事は、研修を修了した者（以下「修了者」という。）に対して修了証書を交付するものとする。
- (2) 知事は、修了者について名簿を作成し、管理するものとする。

#### 6. 研修参加費用

- (1) 受講者は、研修実施に要する費用のうち資料等に係る実費相当額を負担するものとする。
- (2) 前項に規定する負担額は、年度毎の研修実施計画等において別に定める。

#### 7. その他

この要綱に定めるもののほか、研修の実施に必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 26 年 11 月 19 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 17 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。

令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間は、別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 に定める内容に代えて、改正前の別紙 1 の 1 又は別紙 1 の 2 に定める内容により、実施することができる。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 29 日から実施する。

## 別紙1の1

## 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容		
I 講義	6.5			
1 強度行動障害がある者の基本的理解	1.5	①強度行動障害の理解	支援の基本的考え方	
			強度行動障害の状態	
			行動障害が起きる理由	
			障害特性の理解	
2 強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識	5	②研修の意義	行動障害と虐待防止	
			家族の気持ち／実践報告	
		③支援のアイデア	障害特性に基づいた支援	
			④チームプレイの基本	チームプレイの必要性
				⑤実践報告
II 演習	5.5			
1 基本的な情報収集と記録等の共有	1	①基本的な情報収集	行動を見る視点	
2 行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解	3	②チームプレイの基本	支援手順書に基づく支援の体験	
		③強度行動障害の理解	困っていることの体験	
3 行動障害の背景にある特性の理解	1.5	④特性の分析	特性の把握と適切な対応	
合計	12			

## 別紙1の2

## 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）カリキュラム

科目名	時間数	内容	
I 講義	3.5		
1 強度行動障害のある者へのチーム支援	3	①支援を組み立てるための基本	強度行動障害の支援に必要な知識
		②組織的なアプローチ	組織的なアプローチの重要性
2 強度行動障害と生活の組み立て	0.5	③実践報告	チームによる支援の実際
II 演習	8.5		
1 障害特性の理解とアセスメント	3	①アセスメントの方法	具体的なアセスメントの方法
			障害特性に基づくアセスメント
2 環境調整による強度行動障害の支援	3	②手順書の作成	アセスメントに基づく支援手順書の作成
3 記録に基づく支援の評価	1.5	③記録の分析と支援手順書の修正	記録の方法
			記録の分析と支援手順書の修正
4 危機対応と虐待防止	1	④関係機関との連携	関係機関（医療機関等）との連携の方法
合計	12		